

人権擁護委員をご存知ですか？

本市には、市長が推薦し、法務大臣から委嘱された10人の人権擁護委員がいます。人権擁護委員は、地域のみなさんに人権について関心を持ってもらえるよう啓発したり、人権相談を受けたりする等の活動を行っています。

草田 和枝	佐々木 宏志
岡田 みち子	島内 利信
長岡 忠男	林 洋子
能勢 俊勝	秋本 和美
有田 光枝	藤永 美枝子

※太字は、7月1日付で新たに法務大臣から委嘱された人です。

●問い合わせ先

人権・男女共同参画室

(☎ 82-1137)

山口地方務局宇部支局

(☎ 21-7211)

優良勤労者の推薦

各企業、事業所および定時制高等学校で対象となる人の推薦をお願いします。

新型コロナウイルス感染症予防のため、今年度は表彰式は行わず、表彰状・記念品のお渡しのみとなります。

●受賞資格

○優良永年勤続者表彰

同一の企業に25年以上勤務し、勤務成績が優秀な人、または、顕著な発明、発見、技術開発、改良、事務の効率化等により、事業所の発展に寄与した人

○優良永年農林水産業従事者表彰

農林水産業に専業として25年以上従事している人

○優良勤労生徒表彰

市内の定時制高等学校を来春卒業予定で、学業成績および職場における勤務態度が他の模範となる人

※各表彰とも、過去の受賞者は

対象となりません。

●推薦方法

提出先に備え付けの推薦調書に記入し提出

(FAX, E-mailでも可)

※推薦調書は、市ホームページからもダウンロードできます。

●推薦期限 9月4日(金) (必着)

●問い合わせ・提出先

商工労働課

(☎ 82-1150 FAX 83-2604)

転入奨励金制度

市では、転入奨励金として、市外から転入して新たに住宅を取得した人に、住宅にかかる固定資産税相当額を5年間交付しています(都市計画税および土地の固定資産税を除く)。新築住宅、中古住宅、マンションのいずれも対象になります。

※平成27年以降に住宅を取得した人で、転入奨励金の申請をしていない人は、制度の該当年度(5年間)内であれば、さかのぼって申請できます。

●対象住宅の要件

①～③全てに該当すること

①転入者が所有する住宅で、所有権保存登記がされていること

②購入による取得であること(相続、贈与により取得した場合は対象外)

③居住用であること(事務所、車庫、倉庫は対象外)

●対象者の要件

①～③全てに該当すること

①新たに住宅を取得した後に転入した人、または、転入日の翌日から起算して2年以内に新たに住宅を取得した人

②転入日より前に、1年以上市外に住所を有していた人

③市税等の滞納がない人

●問い合わせ先

シティセールス課

(☎ 82-1241)

小規模修繕工事希望者登録制度

この制度は、市が発注する小規模修繕工事の受注を希望する市内事業者が、事前に市へ登録することで、市内事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図ることを目的としたものです。

●制度の対象となる工事

市が発注する小規模な修理・修繕等で予定価格が1件あたり30万円未満の工事

●登録の要件

- 市内に主たる営業所(本社・本店)を置く事業者であること
- 契約を締結する能力を有しない者および破産者でないこと
- 建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に登録されていないこと

- 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していること

- 市税を滞納していないこと

●登録方法

申請書に関係書類を添えて提出(郵送でも可)

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

●申請期限

8月31日(月) (必着)

※随時受付は10月からです。(毎月1日から10日まで)

●問い合わせ・提出先

監理室 (☎ 82-1180)

消防組合人事行政の運営等の状況を公表します

人事行政の公平性と透明性を高めることを目的に、宇部・山陽小野田消防組合の職員数や職員の給与など、人事行政の運営等の詳細を消防局ホームページに掲載しています。

●問い合わせ先

宇部・山陽小野田

消防局総務課

(☎ 21-6112)

